

高知県最終評価結果書(第2期対策)

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	31	【うち集落協定	784	個別協定	6
(2) 協定数	790	【対象農用地面積	9,973 ha	交付面積率	71%
(3) 交付面積	7,080 ha	【地目別面積内訳	田: 5,041 ha	畑:	1,879 ha
			草地: 14 ha	採草放牧地:	147 ha
(4) 交付金額	993,338 千円	【うち共同取組活動分:	450,419 千円	個人配分:	542,919 千円

2 交付金交付の効果等

項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>中間年評価に引き続き、指導・助言が必要な協定が1協定あるが、それ以外の協定では、「集落マスタープラン」を作成するなかで、集落全体で農業生産活動を行うという意識が芽生えた。また、5年間の具体的な活動計画に沿い、集落の目標とする将来像に向けて計画的に活動を行うことができた。</p> <p>① 要指導・助言協定数 20 協定 ② 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 19 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 1 協定</p>
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>耕作放棄の防止等の活動</p> <p>集落全体で鳥獣害対策に取り組むことで、被害面積が減少した。また、共同作業を通し農地を守るうとの意識が高まり、死亡や病気により耕作ができなくなった農地の引き受け手の確保が迅速に行われたといった効果が見られた。集落協定へのアンケートでは、「制度に取り組んでいなければ耕作放棄されていた」と約9割の協定が回答しており、集落全体で農用地を管理することで耕作放棄の防止に繋がった。</p> <p>① 交付金交付面積 7,080[45] ha ② 農振農用地区域への編入面積 219 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 2 ha</p>
	<p>水路・農道等の管理活動</p> <p>協定締結前と比較し、水路・農道等管理活動の回数が増加し、施設の延命化が図られた。また、市町村の対応に頼ることなく自主的に補修を行う集落も見られた。共同で水路・農道を管理することで、労力の軽減と維持経費の削減が図られ、生産意欲の向上に繋がった。</p> <p>① 水路の管理延長 1,749[0.6] km ② 道路の管理延長 2,149[3.8] km</p>
	<p>多面的機能を増進する活動</p> <p>周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等を行うことで、景観の保全が図られた。また、地元の牛糞堆肥を利用した施肥を行い、自然生態系の保全に努める協定も見られた。集落協定へのアンケートでは、約9割の協定が、「協定締結による活動は、土砂崩壊などの災害の抑制に効果がある」と回答している。</p> <p>① 周辺林地の下草刈り 153[0.6] ha ② 都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等) 1 ha</p>
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>農用地等保全マップ</p> <p>農用地等保全マップを作成することで、集落の全体像をつかむことができ、鳥獣害対策を効率的に実施できた。また、守るべき農用地を明確にすることで、農地法面、水路・農道等の補修や改良が計画的に行われた。</p>
	<p>A要件</p> <p>機械・農作業の共同化によりコストが削減されたことや、高付加価値型農業の実践及び地場産農産物の加工・販売に取り組むことで所得向上が図られ、農業生産活動への意欲向上に効果があった。認定農業者の育成と新規就農の確保については、集落で担い手を育成していく意識が生まれた。また、担い手への農地の集積・農作業の受委託は農地の維持管理の強化に繋がった。非農家・他集落との連携や学校教育との連携により、営農体験を通じた交流が深まったことで地域が活性化した。</p> <p>① 機械・農作業の共同化 増加分(⑥以外) 323 ha ② 高付加価値型農業の実践 45 ha ③ 認定農業者の育成 195 人 ④ 新規就農の確保 41 人 ⑤ 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む) 81 ha ⑥ 非農家・他集落等との連携 1,216 人 ・非農家 54 集落 ・集落数</p>
	<p>B要件</p> <p>本県では、B要件(「担い手集積化」)の取り組みは1協定のみである。当該協定は、協定年度途中での取り組みで、当初から約11haの取組面積があったが、目標面積を12haと設定し、改めて協定に位置付けたことで、より一層の担い手集積への意思統一が図られた。</p> <p>① 集落営農組織の育成 ha ② 担い手集積化 純増0[実績11] ha</p>
(4) その他協定締結による活動	<p>集落機能の活性化</p> <p>協定締結を契機に話し合いが活発に行われるようになり、その結果、住民との繋がりが深まり、集落活動に対する意識が高まった。話し合いの活性化に伴い、農作業の共同化の取組が始まったり、景観作物の作付による集落の景観保全が図られた。また、地場産農産物の加工・販売に取り組むことで、高齢者や女性の活動への参加と意欲向上が見られた。</p>
	<p>その他</p> <p>協定締結後は、個々での農地の管理から集落全体で農地を守っていくという考え方に意識が変わってきており、集落の農地の管理について意思統一が図られ、担い手への農地集積や作業委託への取り組みが始まった。また、多くの集落が機械・農作業の共同化に取り組み、集落営農組織を設立するきっかけとなった。</p> <p>① 加算措置 ha ・規模拡大 0 ha ・土地利用調整 1 ha ・耕作放棄復旧 0 法人 ・法人設立(特定農業法人) (農業生産法人) 0 法人</p>

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本県では、急傾斜地に狭い田や畑が多数点在しており、「1ha以上の一団の農用地の確保」が困難な場合が多い。耕作放棄地の発生を防止する観点から「市町村長が必要と認める場合には、傾斜要件を満たさない農用地も含めて一団の農用地とする」といった要件の緩和を検討する必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	高齢化が進行する中で「5年間以上の継続活動」に不安を感じ、協定を締結できない集落があるため、活動期間の弾力的な運用を図る必要がある。また、協定違反の交付金の遡及返還については、「違反対象農用地に限定すること」や「自己施工の農道および協定参加農家の墓地・分家住宅等の整備は免責事由とすること」等を検討し、地域の実態に応じた活動しやすい制度に改善する必要がある。

4 事項毎の評価結果

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	中間年評価に引き続き、指導・助言を要する協定が1協定あるが、それ以外の中間年評価で「要指導・助言」となった19協定については、市町村やJA等関係機関が連携し指導したことで、目標達成が見込まれる。集落の将来像を明確にし目標の達成に向けて集落全体で活動に取り組むことで、着実なステップアップを図ることができたため、有用であった。	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	従来から個々で行ってきた水路・農道・農用地の管理を、協定を締結し、集落全体で管理活動を行うことで、効率化が図られた。また、集落協定へのアンケートでも耕作放棄の防止や多面的機能の発揮に効果があると約9割の協定が回答している。農業生産活動に対する意識の向上もみられることから、有用であった。	
(3) 自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップの作成や、農業生産活動の体制整備に向けた、より積極的な活動に取り組む中で、所得の向上や農地の維持管理体制の強化が図られた。また、集落の非農家や他集落との連携が深まり、将来にわたって農業生産活動を継続していく体制が整い始めたため、有用であった。	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定を締結することで、個々での活動から、女性や高齢者を含む、集落全体での将来像の実現に向けた活動に移行したことで、住民同士の繋がりがより強くなり、集落機能の活性化が見られたため、有用であった。
	その他	機械・農作業の共同化等に取り組むことで、集落全体で農業生産活動を行い、農地を守っていこうという意識が生まれ、集落営農組織設立へのきっかけにもなったため、非常に有用であった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度は、耕地面積の約80%を中山間地域が占める本県では、中山間地域の農業生産活動を下支えする大変重要な制度であると認識している。本制度には、耕作放棄地の発生を防止し農地を保全する効果に加え、交付金による経済的な波及効果や、集落営農の組織化に向けて「きっかけ」になるといった大きな意義があり、評価できる。 本県の約9割の市町村が平成22年度以降も制度が継続することを要望しているが、中山間地域で、農業生産活動を維持し、耕作放棄の発生を防止していくには、「5年間以上の継続活動」の弾力的な運用、「交付金の遡及返還」の免責事由の拡大、「1ha以上の団地」の要件の緩和、「米の生産調整」との関連付けを廃止する等の改善を検討し、地域の実態に応じた活動しやすい制度にする必要がある。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

<p>○家族ぐるみでの取り組み(高知県奈半利町 大原・西ノ平(なはりちよう おおはら・にしのみら)) 地元の小学校と連携し、共同で景観作物の植栽を行うほか、マラソン大会時の交通整理などの学校行事にも参加している。婦人部がナスの漬物を加工・販売するといった家族ぐるみで集落の活性化に取り組む、町内量販店で販売することで所得向上にも繋がっている。また、認定農業者の育成の目標人数1人に対し、実績では3人が認定農業者となっている。</p> <p>○立割フレンドパークの取り組み(高知県土佐町 立割(とさちよう たてわり)) 農業集落かつ自治集落として地域づくりを農業から取り組んでいる。集落の構成員それぞれが役割を担い、地域を盛り上げる活動に取り組んでいる。 集落での担い手育成や減農薬栽培による高付加価値型農業に取り組むほか、花の植栽等で地域の景観向上を図ったり、他集落と連携し、夏祭り等の場に農産物を展示・出品して減農薬栽培農産物を広報する活動を行っている。</p> <p>○酒米栽培で集落の活性化(高知県いの町 柿藪上(いのちよう かきやぶかみ)) 高付加価値型農業への取り組みとして酒米を栽培し、所得の向上が図られた。地元酒造会社へ酒米を出荷することにより、県内の旅館業者青年部と酒米を通じた農作業体験や借上農地での農作業の実施の交流が行われようとしている。 また、農泊体験による都市住民との交流を行うほか、地元小学校との連携による田植え、草刈等による農業生産活動を通じて、食育の推進を図る取り組みを行っている。</p>
